

佐渡市と学校法人新潟総合学園 新潟食料農業大学の連携に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と学校法人新潟総合学園 新潟食料農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携のもと、継続的な相互協力を推進することにより、食や農業等を中心とした地域振興と人材育成を図り、豊かで活力ある地域社会の形成や産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、相互に協力するものとする。

- (1) 農業・食品産業に関する担い手の確保・育成及び地域活性化に関すること
- (2) 地域資源の活用による循環型農業の取組に関すること
- (3) 学生参加型の課題解決及び地域交流に関すること
- (4) 佐渡の環境を活かした食・農・ビジネスの一体的な取組に関すること
- (5) その他、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

（連携窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携・協力の推進に係る連携窓口を設置する。

2 前項に定める連携窓口は、本協定に関する事項が円滑に進められるよう相互に協力、調整を図るものとする。

（協議）

第4条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期限満了日の90日前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、期間満了日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和5年5月16日

新潟県佐渡市千種 232

甲

佐渡市長

佐渡市長

乙

新潟県新潟市北区島見町 940

学校法人新潟総合学園 新潟食料農業大学

学 長

学 長